

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 96 号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織及び職名)

第1条 児童福祉センターに次の表に掲げる支所、所、課、センター及び寮（以下「課等」という。）を置くとともに、支所に同表に掲げる課長を、課等に同表に掲げる係長を置く。

支所の名称	所の名称	課、センター若しくは寮の名称又は支所に置く課長の名称	係長の職名
		総務課	企画係長
	児童相談所	相談課	相談措置係長 保護係長
		支援課	心理支援係長
	発達相談所	発達相談課	支援係長 相談判定係長
		診療療育課	管理係長
		発達障害者支援センター	
	青葉寮	指導係長 治療係長	
第二児童福祉センター		発達相談課長 診療課長	庶務係長 支援係長 相談判定係長
	第二児童相談所		相談係長 心理支援係長

- 児童福祉センター（以下「センター」という。）に院長、第二児童福祉センター長、所長、課長、発達障害者支援センター長、寮長及びその他の職員を置く。
- 支援課及び第二児童相談所に主席児童福祉司、診療療育課及び発達障害者支援センターに担当課長補佐又は担当係長を置く。

- 4 センターに副院長を置くことがある。
- 5 課及び第二児童相談所に課長補佐，担当課長補佐又は担当係長，寮に寮長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
- 6 児童相談所及び発達相談所の課並びに第二児童相談所に担当課長を置くことがある。
- 7 第二児童福祉センター（以下「支所」という。）に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
- 8 児童相談所に属する係長及びこれに準じる者以上の者（保護係長を除く。）は，その職にある間，辞令を用いることなく，第二児童相談所の職員に兼職されたものとみなす。
- 9 第二児童相談所に属する係長及びこれに準じる者以上の者は，その職にある間，辞令を用いることなく，支援課の職員に兼職されたものとみなす。
- 10 担当課長の職名の前に，市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第2条を削る。

第3条第3項中「所長」を「第二児童福祉センター長，所長」に改め，同条第5項中「担当課長」の右に「（第二児童福祉センター発達相談課長及び診療課長を含む。次条第6項及び第7項並びに第5条において同じ。）」を加え，同条を第2条とする。

第4条第1項中「又は寮長」を「（第二児童相談所長を除く。）寮長又は第二児童福祉センター長」に改め，同条第2項中「庶務係長」を「企画係長」に改め，同条に次の3項を加える。

- 6 第二児童福祉センター長に事故があるときは，主管事務につき，庶務係長，担当課長（第二児童相談所に置く担当課長を除く。）又は第二児童相談所長がその職務を代理する。
- 7 前項に規定する担当課長に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長又は担当係長がその職務を代理する。
- 8 第二児童相談所長に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長，担当係長又は主席児童福祉司がその職務を代理する。ただし，第二児童相談所に担当課長が置かれている場合は，主管事務につき，担当課長がその職務を代理し，担当課長に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長，担当係長又は主席児童福祉司がその職務を代理する。

第4条を第3条とする。

第5条総務課の項第6号を同項第8号とし，同項第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 支所に関する事。
- (7) 児童療育センターに関する事。

第5条児童相談所の款相談課の項第4号中「の一時保護」を「を一時保護する施設」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 児童福祉法（以下「法」という。）による一時保護を加えた児童（親権を行う者及び未成年後見人（以下「親権者等」という。）のないものに限る。）に対する親権の行使に関する事。

第5条児童相談所の款相談課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同款支援課の項第3号を同項第8号とし、同項第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 法による保護を要する児童等への措置及び家庭裁判所への送致に関する事。ただし、発達相談課の所管に属するものを除く。
- (4) 法による一時保護を加えた児童（親権者等のあるものに限る。）に対する看護、教育及び懲戒に係る措置に関する事。
- (5) 法による親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びこれらの審判の取消し並びに未成年後見人の選任の請求に関する事。
- (6) 法による児童自立生活援助事業に関する事。
- (7) 法による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等（親権者等のないものに限る。）に対する親権の行使に関する事。

第5条発達相談所の款発達相談課の項第2号、第4号及び第7号中「及び発達障害児」を削り、同項第8号中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児通所給付費等、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「及び障害児施設医療費」を「、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費」に改め、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 法による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児相談支援事業者等に対する報告の要求、立入検査等に関する事。

第5条発達相談所の款発達相談課の項第11号を削り、同項第12号中「児童デイサービス及び」を削り、同号を同項第11号とし、同項第13号中「知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等」に改め、同号を同項第12号とし、

同項中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同款診療療育課の項第7号中「知的障害児通園施設及び盲ろうあ児施設」を「福祉型児童発達支援センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 支所の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 支所の庶務に関すること。
  - (2) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
  - (3) 前項児童相談所の款相談課の項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事務に関すること。
  - (4) 前項児童相談所の款支援課の項に掲げる事務に関すること。
  - (5) 前項発達相談所の款発達相談課の項第1号から第4号まで及び第6号から第14号までに掲げる事務に関すること。ただし、同項第3号及び第13号に掲げる事務にあつては、知的障害者に係るものを除く。
  - (6) 前項発達相談所の款診療療育課の項第1号、第2号及び第5号に掲げる事務に関すること。ただし、同項第2号に掲げる事務にあつては、知的障害者に係るものを除く。
- 第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)